

## 虚偽表示 宅建 H22-04-4 <<#792>>

【問】正誤をつけよ。

AがBから甲土地を購入したところ、甲土地の所有者を名のるCがAに対して連絡してきた。Cは債権者の追及を逃れるために売買契約の実態はないのに登記だけBに移し、Bがそれに乗じてAとの間で売買契約を締結した場合には、CB間の売買契約が存在しない以上、Aは所有権を主張することができない。

【答え】誤り

<<ポイント>> 虚偽表示【★入門】

- 1 相手方と通じてした虚偽の意思表示は、無効とする。
- 2 前項の規定による意思表示の無効は、善意の第三者に対抗することができない。（民法94条）

⇒ 「第三者」とは、「不動産の仮装譲受人からさらに譲り受けた者」等を指す